

# 習志野市開発事業指導要綱手続きフロー



※ 工事完了検査の注意事項  
 都市計画課で実施する工事完了検査日以前に、関係各課・機関に検査依頼をし、事前に検査を受けて下さい。検査結果については都市計画課に報告して下さい。

※注 「習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例」との関係について

1. 開発行為—「公開標識設置届」を開発事業協議申請の30日前に提出し、「説明会等報告書」を開発事業協議申請前に提出して下さい。
2. 開発行為以外の開発事業—「公開標識設置届」を提出し、「説明会等報告書」を開発事業協議申請前に提出して下さい。